

議第125号

滋賀県行政財産使用料条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

平成29年11月29日

滋賀県知事      三   日   月      大      造

滋賀県行政財産使用料条例の一部を改正する条例

滋賀県行政財産使用料条例（昭和39年滋賀県条例第5号）の一部を次のように改正する。

別表第6項中「1,900」を「2,810」に改める。

付   則

この条例は、平成30年1月1日から施行する。